占冠村むらびと条例が施行されます 「**占冠村むらびと条例」とは?**

「自治体の憲法」と言われる自治基本条例「占冠村むらびと条例」が本年3月制定され、6月より施行されます。

この条例は占冠村のむらづくりの基本となるものであり、村民及び村は条例の趣旨を最大限尊重するものとして位置づけています。その概要をお知らせします。

条例は、前文と10章(第42条)から成ります。

基本理念と基本原則のもと、むらづくりに関する基本的な事項を定め、村民の参加と協働を推進するものです。__

第1章 総則(第1条~第2条)

第2章 むらづくりの基本理念と基本原則(第3条~第4条)

第3章 情報の共有(第5条~第7条)

第4章 参加と協働(第8条~第13条)

第5章 村民 (第14条~第15条)

第6章 議会 (第16条~第19条)

第7章 村 (第20条~第23条)

第8章 村政運営の原則(第24条~第32条)

第9章 むらづくりの基本方針(第33条~第40条)

第10章 条例の位置付け等(第41条~第42条)

附則

条例の制定

村民一人ひとりが村づくりに参加してもらう仕組みを構築し、より住みよい村を築いていくため、村づくりに関するルールや村民の権利、自治に関わる各主体の責務などについて定めたものです。

条例は、検討委員会を11回開催したほか、村民フォーラムや中学生のワークショップを通じて意見 集約を行ってきました。

条例前文には、近年多発する災害への備えとして、「災害時における役割分担を住民全体で意識共有し、地域コミュニティを核とした住民自治の力を高めていくことが必要」であることや、第4次占冠村総合計画に定める「住民と行政の役割を分担し、住民との協働を推進していく」ことを盛り込み、住民と自治体の関係について規定しました。

この条例は、村民の皆さんが村づくりに参加する権利と責務を定め、村はその村民自らがむらづくりについて考え行動できるよう、積極的な行政情報の提供や村民の意向の把握、村民との情報共有に努めていくこと、村民参加の推進・協働の村づくりやコミュニティ推進の支援を行っていきます。

※条例の詳細は、村ホームページをご覧ください。

≪むらづくりの基本理念及び基本原則≫

(基本理念)

村民はむらづくりの主体です。

(基本原則)

むらづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 村民、議会及び村が、むらづくりに関する情報を共有します。
- (2) 村民一人ひとりが考え行動し、むらづくり に参加する機会が保障されます。
- (3) 村民、議会及び村が、それぞれの役割と責務を認識し、協働してむらづくりを行います。
- (4) 議会及び村は、村政に対する村民の信頼を 確保するため、説明責任を果たすとともに、 公正な村政運営を行います。

≪むらづくりの基本方針≫

○安全で安心なむらづくり ○人と自然との共生のむらづくり

- ○活力のある魅力的なむらづくり ○愛着のあるむらづくり
- ○子育てと人づくりの推進 ○地域情報化の推進
- ○国際交流 ○平和体験学習

この条例の制定によって、すぐに村づくりが 進むわけではありません。

将来へ向けたよりよい村づくりには、その主体である村民と議会、村が一体となって考えあっていく必要があります。

行政としても住み良い村づくりに努めていきますが、さらによりよい関係を築きながら、 一体となって村づくりを進めていきましょう!

占冠村むらびと条例セミナー

日時 6月7日(火) 18時~ 場所 コミュニティプラザ

むらびと条例を活かして、むらづくりを進めていくために、セミナーを開催します。

セミナーはむらづくりへの参加の第一歩! お気軽にご参加ください。

■問い合わせ

企画商工課企画担当 電話 56-2124

年度

いただく行政区長をご紹介します。 政区長へ委嘱状が交付されました。 皆さんと行政を結ぶパイプ役を担って 4月26日に行政区長会議が開催され、 行

上双珠別

高辻

善春

さん

下双珠別

上田 信秀 さん

占冠第一

大和 富雄 さん

占冠市街

上上マム第 山崎 正紀 さん

謙 郎さん

上人

本

通

幸雄

さん

宮

鈴木

雅

さん

中央

熊崎

正

さん

長谷川

耿聰さん 占冠 明美 さん

中トマム

瀬屑 文郷

さん

資澄湯の沢

さん

さん 年間よろしく お願 いします

重克

な相談員 はあなた

迎が ~平成 ます~ に民生委員 0周

り組むなど、日々活動を行って 住民の立場に立って相談に応 様々な悩みごとの相談に乗って います。 くれる身近な相談員です。常に 道から委嘱され、地域の人々の 民生委員児童委員は国・北海 親身になって問題解決に取 ○生活保護に関すること ○生活福祉資金など各種貸付制 ○近所付き合いに関すること ○住まいに関すること ○生活費に関すること

るまで、 ました。 戦前戦後の混乱期から現在に至 創立から100年を迎えます。 して地域福祉の向上に努めてき 平成29年には民生委員制度の 地域の身近な相談役と

にご相談ください。 は固く守られます。 お近くの民生委員児童委員 個人の秘密

何か心配ごとがありました

【在宅生活に関すること】

○毎日の介護で困っていること ○福祉サービスの利用に関する ت ح

○施設利用に関すること ○介護保険制度に関すること |小規模多機能施設など|

【家族関係のこと】

○結婚、 ○親子関係に関すること 離婚に関すること

○扶養に関すること ○相続に関すること

気年を度 ○いじめや不登校に関すること ○育児やしつけに関すること 【育児・教育のこと】 ○学校生活の悩みに関すること

【その他】

【暮らしのこと】

○児童虐待に関すること

○非行に関すること

○心身の疾病や障がいに関する 相談等

■占冠村民生委員児童委員

児 玉 熊崎 熊崎 岩渕 ※ () 内は住所 大沼八惠子さん (占冠市街) 仁子さん(千 敏雄さん (宮 下) 憲昭さん(上トマム) 幸雄さん (宮 下) 正さん (双珠別)

○公害や環境衛生に関すること

所に関すること

○遊び場、

通学路などの危険箇

度の利用に関すること

■主任児童委員

江 頭 長瀬 当し活動します ※()内は住所 ◎子どものことを専門に担 恵美さん(上トマム) 明美さん(千

I問い合わせ